

【はじめに】

このニュースは、栃木県医師会会員の皆様の福利厚生を目的として発行しています。

【第4号メニュー】

今回は会員の方よりこんなお問い合わせをいただきましたので、臨時号として発行します。

【テーマ】

**法人で契約している逓増定期保険の契約を3年目で払い済みにして
新規に入り直すように勧められました。入り直したほうがいいのでしょうか？**

1. 短期の払い済み大丈夫ですか？

一般的に逓増定期保険の場合4年目以降に解約返戻率のピークがやってきます。早期に契約を変更することは得策とはいえません。

商品にもよりますが、5年未満の解約・契約内容変更については要注意といっていでしょう。

2. 税務も要注意！

法人または個人事業主として保険加入し、その保険料を損金（経費）算入している契約で、短期で現契約を解約・変更して同保険種類の契約をした場合、課税の回避行為と見なされる場合があります。

これは会計原則の継続性の原則といい経費が継続的な支払いでない場合や、税法上の同族会社行為

計算の否認に抵触する恐れがあり、正当な理由（退職、支払不能など）なく

短期で契約の解約変更がされた場合に過去にさかのぼって課税された事例があります。

3. 目的を明確にしましょう！

保険契約の見直しや変更には、「何を目的として」いるのかを明確にしておく必要があります。

その目的に合わせてベストな提案を提供していくのがコンサルティングの基本です。

4. デメリットも説明を受けましょう！

メリット・デメリットを正確に説明することなく既契約を解約・変更させ新契約をとることは

保険業法で不当な乗り換え行為（保険業法300条違反）として禁じられています。何事にも裏表が

あるように、メリットだけでなくデメリットの説明も求めましょう。

保険に加入する際に大切なことは、加入する時よりもその後のフォローです。加入の際には熱心な

営業の方もその後の契約の対応ができない人が多いのが現状です。

栃木県医師会では会員の皆様に安心をお届けできるよう、栃木県医師会が認定した
医業経営ライフコンサルタントを通じて生命保険の無料診断サービスを実施しています。

【文章：栃木県医師会 田村 康夫】

号 -ス

す。

い？

契約を変
えよう。

で、短期
間があり
家族会社の

です。

ことは
鼻にも裏

こは熱心